

令和6年第4回教育委員会定例会

開会年月日 令和6年2月16日(金)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫
同 委員 仲 山 英 之
同 委員 中 田 尚 代
同 委員 岡 田 行 雄
同 委員 森 山 瑞 江

議 題

1 議案

- (1) 議案第 7号 令和5年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価報告書
について
- (2) 議案第 8号 「練馬区学校運営協議会規則」の制定について
- (3) 議案第 9号 退学処分に係る審査請求について
- (4) 議案第10号 退学処分に係る審査請求について

2 陳情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書
〔継続審議〕
- (2) 令和5年陳情第3号 区立三原台中学校の学校長による女子生徒への猥褻事件、児童ポル
ノ事件等に関する陳情書〔継続審議〕

3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和5年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

4 報告

- (1) 教育長報告
 - ① 令和6年第一回練馬区議会定例会提出議案について
 - ② 令和6年度学校関係工事計画(案)について
 - ③ 令和6年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について
 - ④ 練馬区学校運営協議会制度の導入について
 - ⑤ 令和4年度練馬区立小中学校における体罰等の実態把握について
 - ⑥ 民設子育てのひろばの開設について
 - ⑦ その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午後 0時13分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長

教育振興部教育総務課長

同 教育施策課長

同 学務課長

同 学校施設課長

同 保健給食課長

同 教育指導課長

同 副参事

同 学校教育支援センター所長

同 光が丘図書館長

こども家庭部長

こども家庭部子育て支援課長

同 こども施策企画課長

同 保育課長

同 保育計画調整課長

同 青少年課長

同 子ども家庭支援センター所長

三 浦 康 彰

櫻 井 和 之

枝 村 聡

杉 山 賢 司

柴 宮 深

唐 澤 貞 信

山 本 浩 司

風 間 浩 也

村 瀬 美 紀

山 崎 直 子

関 口 和 幸

山 根 由美子

佐 藤 重 康

清 水 輝 一

山 口 裕 介

小 島 芳 一

橋 本 健 太

教育長

ただいまから、令和6年第4回教育委員会定例会を開催する。

案件表に沿って進めさせていただく。

本日の案件は、議案4件、陳情2件、協議2件、報告事項6件である。

本日の会議の進め方についてお諮りする。

本日の案件のうち、議案第9号及び議案第10号については、個人に関する情報が審議内容に含まれている。そのようなことから、個人情報保護のため、非公開として報告案件の終了後に審議を行いたいですが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

また、本日午後に区議会本会議、また、小学校の研究発表会が開催される。研究発表会に行かれる委員もいるので、委員の方々、また理事者においては、進行にご協力をいただきたい。よろしいか。

委員一同

はい。

- (1) 議案第7号 令和5年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価報告書について

教育長

初めに、議案である。

令和5年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価報告書について。これについて議案の説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

ただいまご説明したとおりである。昨年から協議をしていただいて、森山委員については、10月から協議に参加していただいた。12月に第三者の評価をいただくということで、この3名の方の決定をしていただいた。そして今回、その3名の方に評価をしていただいたものが加わっている。その他の内容については、これまでのご議論を生かさせていただいている。

それでは、皆様方からご意見等があればお願いします。よろしいか。

どうぞ、仲山委員。

仲山委員

66ページの有識者からの意見および助言のところであるが、小学校段階ではまずは英語を用いたコミュニケーションの楽しさや豊かさに注力した指導体制が求められるとあり、確かにそうだなと思う。

それから、その数行上に、小学校段階で英語が「勉強」にならないことが肝要でしょうと、まさにそうだなと思った。こういうご意見は、実際、小学校の先生方にはどんな形でお伝えするのだろうか。そのところを教えていただきたい。

教育指導課長

教員を対象とした英語の指導に関する研修会があるので、そういった機会を捉える。または、例えば校長会などでこういったご意見があるといったこともお伝えすることは可能かと思う。また、ALTを今回、練馬区では大変充実して配置しているので、コミュニケーションを中心とした学習指導ということをこれまで進めているところである。そういった機会を捉えて、こういうご意見を伝え、浸透させていきたいと考えている。

以上である。

仲山委員

よろしく願います。

教育長

ほかにないか。

岡田委員。

岡田委員

8ページと6ページのところで、これはお願いということになるが、6ページの「1 教育の質の向上」の1-①は総合評価が2になっている。それで、8ページからの1-①を見ると、項目が9項目にわたっている。これだけ項目数が多いと、どうしても評価としては、中心化傾向で2になっていくということに毎年なるのかなと思う。中をよく見ると、とてもよくやっていた項目もある。なので、ぜひこちら辺のよくやっていたところとか、課題などについても少し説明を加えながら、お話をしていただければありがたいかなと思った。

以上である。

教育長

何かあるか。

従来から、皆様方からご指摘の「教育の質の向上」の①番は非常に項目が多いので、一個一個ジャッジをしていくと、どうしても今、岡田委員からあったような、総合評価は中段階の評価になってしまうということで、課題だと認識している。次年度の評価について、どういう形で評価ができるかというのは、改めてご審議をいただこうと

思っている。それでよろしいか。

岡田委員

はい。

教育長

ほかにはないか。

仲山委員

もう一つよいか。

教育長

どうぞ。

仲山委員

71ページである。下から3段落目で、障害がある子供と通常級の子たちとの交流や協働学習というところで、そこを増やしてほしいということである。障害がある子供たちがどう思っているかに関する、何かそういうデータというか、資料というものはあるのか。

副参事

障害のある子供たちや特別支援学級にいる子が、通常学級の子と交流するというような場面は、各学校で発達段階に応じて設定されていると私たちも把握している。例えば、行事等を一緒に参加することや、段階的に、中学校の事例であるが、通常学級の行動班に特別支援学級の子が交ざって一緒に活動するとか、そういうようなことも見聞きするところである。

そのことについてどのように感じているかということについては、残念ながら、そういった調べはしていないが、都立の特別支援学校の方が、副籍という形で交流しているといったような事例があり、そこで、どういうように感想を持ったかというようなことについてのお手紙だったり、そういうやり取りの交流を通じて、気持ちを捉えるというようなことはさせていただいているところである。

以上である。

学務課長

私のほうから追加でご報告させていただく。

来年度からのビジョンにも記載をさせていただいているが、特別支援学級とか、特別支援教育を受ける児童生徒が増えているというような状況を鑑みて、来年度、練馬区における特別支援教育のあり方という方針を策定する予定である。そうした策定段階の中で、当然、特別支援の教育を受けている子供たちの意見という部分についても伺っていきたいと考えているので、その際に、当該児童生徒がどういうことを感じ

ていらっしゃるのかというようなところも把握していきたいと、そのように考えているところである。

以上である。

仲山委員

よろしく願います。

教育長

ほかにないか。

ないようであれば、これで決定とさせていただきたい。先ほど教育総務課長からあったとおり、議会報告等をさせていただきたいので、よろしく願います。

それでは、この議案の決定をもって、協議案件（２）については、終了とさせていただきます。

(2) 議案第8号 「練馬区学校運営協議会規則」の制定について

教育長

次の議案である。

議案第8号 「練馬区学校運営協議会規則」の制定について。

また、教育長報告の④番についても関連する案件になるので、一括でご説明をし、質疑についても一括で行いたい。

それでは、資料の説明をお願いします。

副参事

資料に基づき説明

教育長

ということで、今まで3校で試行実施していたものを、いわゆる制度として規則を定めて行うというものである。

それでは、本件についてご質問、ご意見等があれば願います。

仲山委員。

仲山委員

先ほど、説明にもあったことであるが、この参考資料、カラー刷りの中の3ページ目にコミュニティ・スクールの活動に関して書いてある。そこで、学校運営の基本方針、校長というところだが、学校運営の基本方針に対して学校運営協議会が承認すると、赤い矢印で書いてある。これは、意見を言うのではなくて、もう承認しかないかのような書き方で、単にお墨つきをもらうような、そんな感じになっているが、これでよろしいのか。

副参事

お手元のリーフレットに基づくと、こちら、学校運営の基本方針について、赤の矢印の2つ下で意見を述べることになっている。校長は、学校の経営方針であるとか教育課程等々について、学校運営協議会で説明させていただく。それについてご意見をいただいた上で、修正するべきところは修正した上で、合議の上、承認していただく。そのようなプロセスを取るところである。
以上である。

仲山委員

分かった。最終的に承認してもらおうという、そういうことか。了解した。

教育長

ほかにないか。
岡田委員。

岡田委員

学校運営協議会の制度そのものの導入という方向性は賛成するが、導入に当たって少し懸念するところも幾つか、私は個人的にはある。実際に地域の方や保護者の方の意見を取り入れたり、協力をしていただきながら学校運営するという、それはとてもすばらしいことであるが、一方で、これを運営するときのことを考えると、例えば説明する資料を作ったりとか、それから説明をしたりとか、いろいろな事務的な作業がものすごく膨大になるかなと思う。それで、この3校で、そこら辺の運営に関する時間的なものだとか、労力だとかはどのような状態だったのかということをお話いただきたい。

副参事

まさにご指摘のとおり、やはり新たな会議体を立ち上げるというところに伴う、そういった新たな負担、それから理解をしていただくための説明というものについては必要なことかなと考えていた。この3校を研究校として立ち上げるに当たって、教育委員会と学校で並走しながら進めていたところである。例えば、地域に対しての制度のご説明といったところについては、私どもが教育委員会の事務局として出向いて行って、研修というような形で地域の方に向かってご説明したり、さらに文部科学省の指定するCSマイスターという立場の方がいらっしゃるが、その方によって地域の方々に向けてご説明したりとか、そういったところで理解を深めていったところである。

地域の方と学校が膝を交えて話し合う場を持つというところで考えると、地域の方々が集まりやすい時間帯という、どうしても勤務時間外で設定せざるを得ない場面もあった。そのことで各学校工夫して、例えば第2土曜日は、学校公開しているので、そちらのほうに委員の方も土曜日なのでご参観いただき、その後に学校運営協議会の委員会を設定するなど、工夫して進めてきたところである。

今後、事務手続等、それから報告等を適宜行っていただくことも考えているので、

そういった負担という点も踏まえて進めていければと考えている。
以上である。

岡田委員

分かった。もう一つよろしいか。

教育長

どうぞ。

岡田委員

資料8-3の14ページのところである。真ん中辺りに、(6)の①の学校評議員のことが書いてあって、そこに、学校運営協議会そのものの評価のことが書いてある。私は、学校運営協議会の評価というのもすごく大切なと思うので、ぜひこれも併せて、研究、検討していただければありがたいと思う。学校だけが全て正しいということではないが、一方で、地域の方のおっしゃることも全てが正しいということではなくて、やっぱりいろいろ合議をしながらやっていくということになるかと思う。中には声の大きな方たちの存在もあり、学校がそういう方たちにどうしても影響を受けるようなことも、私の経験上ではあったわけである。なので、やっぱり第三者からの学校運営協議会に対する評価というのもすごく大切なことになるかと思うので、そこら辺の検討をぜひお願いしたいと思う。

以上である。

副参事

まさにそのことについても、検討委員会の中で検討させていただく課題として、この報告のところに書かせていただいたところである。今、委員がおっしゃった、そういった学校運営協議会そのものについての評価ということについても、今現状行っている学校評価というものと併せて行うように考えている。

具体的には、規則の第15条に、こちらの考え方について盛り込ませていただいた。運営に関する評価と情報提供ということで、まず、学校評価実施要綱に基づいた評価を行う。学校運営協議会自体が学校評価を行うとともに、協議会は、保護者、地域住民に対して積極的に評価および活動状況を公開するなど、情報提供に努めなければならないとさせていただいた。やはり、協議会の中だけで完結するのではなく、そこで話し合われたことは、広く地域や保護者に共有するべきものと考えているので、この制度そのものの在り方ということも、そういったことを狙っているところであるので、ぜひ各学校でそういう運営状況についての丁寧な説明ということについては行わせていただきたいと、そのように考えている。

以上である。

岡田委員

よろしく願います。

教育長

ほかにないか。

中田委員。

中田委員

今までのお話であったように、とてもいい制度だと思う。成果ということで、資料8-3の8ページのところでも、豊溪中学校の放課後の居場所づくりとして、月1回放課後の時間を利用して運営しているとか、あと、光和小学校のところでも、みんなで教職員の方が避難拠点の開設の訓練を一緒に行ったとか、いろんな成果が出ていると思うので、とてもいい取組ではあると本当に思う。

ただ、これを運営するに当たって、同じ方が結局重複してやることになるのではないかとするのはとても考えられる。私自身、学校評議員から、今は教育委員をやっているのが、大体集まる方はほぼ同じ方、顔触れが本当に同じなので、どの会議に今日来たのか分からないぐらいほとんどの方が同じになって、それがもう一つ増えるのかと思った。

なので、新しく立ち上げるときの大変さというのやはりあると思うので、いいことはもちろん分かるが、この実証校になってから実施していく、段階を経るということで、その段階で、この会長に当たる方が学識経験者の方で、副会長が教育振興部長ということは、これはどの学校も会長、副会長が一緒ということなのか。

副参事

書きぶりが分かりづらくて申し訳ない。A3資料のところに書かせていただいている検討委員会というのは、こちら、今年度、教育委員会のほうで立ち上げさせていただいた学校運営協議会の実施に向けた検討委員会であって、そこでは学識の方を委員長として、全体的な検討を進めさせていただいたところである。各学校における学校運営協議会については、地域の方が会長となり進めていただくものである。

地域の方から、この制度を導入するに当たって、まずその懸念事項としてご指摘いただいたところが、まさに今委員おっしゃっていただいた、様々な役割が重複して、また負担が増えるのではないかというお声は各学校でいただいているところである。

ただ、そういったところも一部あるが、重複しているところを一つ情報共有する場として束ねて、全体的に見ると負担軽減につながるような取組ができることを理想としている。

さらに、学校評議員制度については、こちらは学校運営協議会制度を導入することによって置き換わるというような形になるので、実質、評議員は減になり、運営協議会というような形で、様々な地域の課題についても含めたものを改めて話し合う場を設定したというような認識を持っていただければと考えている。

中田委員

検討委員会の委員の会長ということか。分かった。

もう一つ、実証校は、地域の中で選んでいくというか、手を挙げるところをやっていくのか、多分こちらから働きかけして、いかがだろうかという感じで声かけしていくと思うが、今、来年度に向けて実証校として決まっている学校はあるのか。

副参事

まだ、実証校をどのようにしていくのかということについては、決定しているものではない。来年度実際に、法に基づいた学校運営協議会の導入というものを3校で行いつつ、今後どのように拡充していくのか、それから、今ご指摘にあったように、実証校の選定の仕方も含めて議論をしていきたいと考えている。

現在我々が想定している拡充の仕方としては、令和6年度その検討を進め、令和7年度に実証校を設定し、その実証状況を見て、さらに拡充というのはその後というようなことを想定している。その部分についても来年度しっかりと議論をさせていただきたいと考えているところである。

以上である。

中田委員

分かった。

教育長

ほかにないか。

では、私からも。先ほど岡田委員からもご懸念の話があったが、この参考資料のカラーページの3ページ目のコミュニティ・スクールのところに、学校運営協議会の主な役割に「校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること」、「学校運営について教育委員会または校長に意見を述べることができる」、それから、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べるができる」、とあって、かなり強い権能が付与されると。であるので、岡田委員もおっしゃっていた、声の大きい人に、影響を受けるのではなかろうかという懸念はあるかと思うが、今回規則制定に当たり、これまでの試行実施の経験を踏まえて、どのような形で趣旨と違う運用がされないようにするのか、いわゆる歯止めがかかっているのかをお聞きしたい。

副参事

各学校での導入に当たり、教育長おっしゃっていただいた懸念は、あった。また、平成16年に法定化されて、なかなか全国的に拡充しなかったところにもあるような、学校運営に対する過介入により学校運営が立ち行かなくなるような、そういったご心配があったと聞いている。それを踏まえて平成29年に法改正されて、そういったことについて一定の規制を教育委員会の規則の中に盛り込むことができるようになった。

例えば、教員の人事に関することについても、こちら、規則の第5条に制定しているが、個人を特定しての意見を述べることはできないとか、そういったものを入れさせていただいた。あと、校長と学校運営協議会で万が一意見がなかなか一致しないよ

うなときは、教育委員会のほうが調整に入るようなことも想定した規則を盛り込んでいるところである。

以上である。

教育長

ありがとう。ほかにないか。

森山委員。

森山委員

とてもいい制度だと思っているが、資料8-2の学校運営協議会の導入に当たって実証校が実証期間を1年設け、十分な成果が見られた場合とある。この十分な成果という少し曖昧な表現があるが、これは誰がどのようにして十分だったと考えるのか。

副参事

この検証方法については、私たちも実証校の様子は見守りつつ、その次の段階に進めるかどうかということについて見定めた上で、法に基づいた学校運営協議会制度に移行すると考えているところである。どのような形で効果検証するのかということについては、この書きぶりだと伝わっていないところもあるが、今後、検討事項とさせていただきたいと考えている。

ただ、今回実証校を十分な成果があったとみなしたところというのは、やはり通常の運営ができていたり、さらに充実した活動につながっているということについて、それは学校個々に状況が違うので、その地域の状況や学校の中で得られる効果、そういったものが見られているというところで判断させていただいて、今回については法に基づいた学校運営協議会制度を導入できると、そのような形で検討委員会のほうで考えたところである。

以上である。

教育長

よろしいか。

森山委員

はい。

教育長

ほかにないか。

岡田委員。

岡田委員

一つ確認させていただきたいが、資料2の6ページのところで、第13条に指導お

よび助言の規定がある。先ほど教育長がお話しされたことがこれに当たるのかなと思った。13条の最初のところに、協議会の運営状況についての確かな把握ということがある。教育委員会が把握をした上で、3のところで、適切な運営が実施されない場合には、協議会の設置を取り消すことができるという、ここら辺が歯止めにもなるのかなとも思うが、そういう理解でよろしいか。

副参事

学校運営協議会と校長の考え方に相違があるということについてはなかなか、望ましい状況ではないのかなとは、学校運営協議会の導入有無に関わらず思うところである。まず優先すべきは、学校運営のほうであるので、子供たちに影響が出ないよというということで、そういった歯止めのために教育委員会が介入し、適正な学校運営が行われるような、日常的な学習活動に支障が出ないようなというような意味合いで、こういった歯止めをつけさせていただいているところである。

以上である。

岡田委員

分かった。

教育長

よろしいか。

ほかにないか。

それでは、まとめたい。議案第8号については、決定でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第8号については決定とする。

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書
〔継続審議〕
- (2) 令和5年陳情第3号 区立三原台中学校の学校長による女子生徒への猥褻事件、児童ポルノ事件等に関する陳情書〔継続審議〕

教育長

次に、陳情案件である。

継続審議中の陳情2件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日のところは継続といたしたいが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和5年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

協議案件（2）教育に関する事務の管理等に係る点検・評価については、先ほど議案第7号として決定をしていただいた。それに伴って、協議の（2）については終了とする。

それから、その他の協議1件があるが、本日のところは継続として、次回以降に協議を行いたいが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

- (1) 教育長報告

- ① 令和6年第一回練馬区議会定例会提出議案について

教育長

それでは、次に教育長報告である。

教育長報告、本日は6件ご報告をさせていただきます。

それでは、報告の①番についてお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

なお、先ほど教育振興部副参事の報告にもあった、これのほかに学校運営協議会委員の報酬、日額2,000円というのが、これは区長部局の条例改正として提出がされている。

② 令和6年度学校関係工事計画（案）について

教育長

それでは、次に報告の②番についてお願いします。

学校施設課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの件について、ご質問等があればお願いします。
よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、報告の②番を終了する。

③ 令和6年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について

教育長

それでは、報告③番をお願いします。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

本件について、ご質問等があればお願いします。
よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、報告の③番を終了する。

⑤ 令和4年度練馬区立小中学校における体罰等の実態把握について

教育長

報告の④番については、先ほどの学校運営協議会のところでご説明したので、省略して、報告の⑤番をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの件について、ご質問等があればお願いします。
仲山委員。

仲山委員

実際起きたことに関してである。教員がそういう行為に及んでしまったのは、そういったことをしてはいけないということは知っていたが、押さえ切れずにやってしまったのか、あるいは、こういったことをしてはいけないということを知らないということは恐らくないと思うが、それはどうなのか。

教育指導課長

例えば子供が指導に従わないとか、問題行動を繰り返すことによって感情的になって、そういった行為に及んでしまったという例もある。一方、やはり教員の人権感覚がまだ不十分であり、このぐらいは大丈夫だろうというところの認識で行っているという例もある。いずれにしても、1つ目のほうは、アンガーマネジメント、自分の感情をきちんとコントロールして、教員自身の指導力をきちんと高めていくこと。それから、2つ目については、子供に対して、きちんと子供の人権を守り、そういった感覚を磨いていくということを今後も進めていかなければいけないと考えているところである。
以上である。

仲山委員

そうすると、何らかのそういう講習会のようなものを持つということだろうか。

教育指導課長

各学校では、年に3回、4月、7月、12月に服務事故防止研修というのをやっていて、その中で体罰に関する内容について取り組んでいるところである。その中では、事例研修なども含めて、こういった場面でこういうことをするのはどういうことかであるとか、そういった行為に及ぶに至ったのはなぜかというようなことを考えさ

せるとか、そういうことを通じて教員の理解を深めている。

あと、今回、不適切な行為を行った教員については、特に内容のひどいものに対しては、教育委員会のほうで私のほうからも直接、校長、それから当該教員に指導を行った。その際には、どうしてこういう行為に至ってしまったのかということを改めて考えさせて、その行為の重み、子供に与える非常に重い負の影響などを考えさせながら指導させていただいたところである。

以上である。

仲山委員

例えば、そういう指導のときに、その場面では実はこうしたほうがよかったのだという、そういう対案とかというようなものも示されたのだろうか。

教育指導課長

どうすればよかったのかということは、やはり教員自身に考えさせるようにした。私のほうからこうしたほうがいいとかということを使う場合もあるけれども、この場面、またはこれ以外の場面でこういう同じようなことがあった場合にはどうしていくのかといったことを考えさせるというような機会を設けた。

以上である。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

では、森山委員。

森山委員

調査方法の(2)番だが、児童に対しては質問紙とか聞き取り調査をしたと書いている。その中で、やはり支援級の人たちには、もし何かあったときに、そこを詳しく説明するとか、これは体罰等だったとかという認識がなかなかできない方もいる。なので、ここの聞き取り調査、紙に書くということは難しいかもしれないけれども、こういう聞き取りを細かに行っていたらと思う。

それから、2つ目、体罰等とあるが、これは、例えば無視する、ネグレクト、その子の言うことは特に無視するとかといった内容もあろうかと思うのだが、そういうのも入っているのだろうか。やはり、差別解消法等でも5つの差別というのはあるが、体罰というところに限られた問題なのだろうか。

2点、ご質問する。

教育指導課長

まず1つ目の特別支援学級等に通うお子さんに対しての聞き取りということである。例えば同じ相談シートでも、中学生向けのもの小学校の低学年向けのものでは

内容が少し異なってくる。例えば、小学校の低学年向けの相談シートだと、大きく2つの質問があって、一つは学校の先生にしてもらってうれしかったことはあるかというような聞き方をして、その次に、逆に先生にされて嫌だったこと、やめてほしいことはあるかという非常に易しい言葉で聞くようにしているので、発達の段階、状況に合わせて答えやすい質問を設けているといったところである。

それから、体罰以外の、無視をするとか、教師にされて嫌だったことということについても、今回の調査は体罰を中心に書いてあるが、何か教師にされて嫌だったということも含めて回答ができる余地は残しているのもので、それでお答えいただけるかなとは思っている。

また、今回、相談シートという形で体罰に比較的重点化した調査をしたが、年に3回、7月、11月、2月に学校生活アンケートというものを取っており、これは広く学校生活の中で困っていることなどを訴えろとか、また、性暴力等の防止に関する相談シートというのがあるが、これも性暴力に限らず、現在、7月と12月に様々な困ったことを書くようにできるようなシステムがある。これは、直接、東京都の教育委員会等に送られるようなものがあるので、そういった様々な機会を捉えて子供たちが相談しやすいような機会をつくっているところではある。

以上である。

森山委員

ありがとう。

教育長

ほかにないだろうか。
中田委員。

中田委員

調査方法の(1)の校長による個別聞き取り調査ということで、この合計の中に、自分から多分、体罰をしたと報告をした方はいたのだろうか。

教育指導課長

12件の中で1件、自分がこういう行為をしたということを、そのしたときに報告してきたというケースはあったけれども、この12月の聞き取り調査期間の中でそういう報告が上がったということについては、この中には含まれてはいない。
以上である。

中田委員

分かった。

教育長

よろしいか。

ほかにはないか。
それでは、報告の⑤番は以上とする。

⑥ 民設子育てのひろばの開設について

教育長

次に、報告の⑥番について、説明をお願いします。

子ども家庭支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの件について、ご質問等があったらお願いします。
中田委員。

中田委員

この子育てのひろばを利用する方は、利用料金とかは発生しているのだろうか。あともう一つは、今、お仕事されている方が多いのだが、利用者数はどれぐらいなのだろうか。

子ども家庭支援センター所長

1点目のご質問の利用料金については、無料でご利用いただけるものであるので、特段料金等はない状況である。

2点目の利用者の状況なのだが、民設の子育てのひろば全体でいくと、令和5年度の実績であるが、全体15か所で5万4,766人、施設ごとにはばらつきがあるのだが、1日当たり10人から30人程度の方が利用しているような状況である。

以上である。

中田委員

分かった。

教育長

よろしいか。
ほかにはないか。

仲山委員

よろしいか。

教育長

仲山委員。

仲山委員

今回のおやこのひろばだが、建物はどんな状況か。どんな建物で、どのくらいの広さのところなのか。

子ども家庭支援センター所長

この建物は今回、空き家を活用してひろばを開設する形になっている。中を改装して、フローリング敷の部屋が、6畳間程度のものが2つあるような室内となっている。ひろばの大きさは、面積としては51.73平米ということで、施設としては、おおむね10人以上、10組以上が利用できるようなスペースで実施していただいているところである。

以上である。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

よろしいか。

ほかにないか。

それでは、報告⑥番を終了とする。

⑦ その他

教育長

それでは、⑦番、その他に入るが、その他で口頭報告が2点ある。

では、順次お願いします。

こども施策企画課長

それでは、私から、東京都練馬児童相談所の開設日について、口頭でご報告させていただきます。

開設日は令和6年6月1日を予定していることを、都が先日、報道発表した。開設に向けた準備が円滑に進むよう、区は引き続き都に協力をしていく。

また、練馬児童相談所の職員体制など、詳細が分かり次第、改めて教育委員会にご報告させていただきます。

ご報告は以上である。どうぞよろしくをお願いします。

教育長

ただいまの件について、何かあるか。

6月1日は土曜日。なので、実質的な営業というか、営業という言い方も変なのだが、6月3日の月曜日からになるかと思う。職員は当然詰めているので、よろしくをお願いします。また詳細が判明したらご報告を申し上げます。

よろしいだろうか。
では、次の口頭報告をお願いします。

保育計画調整課長

私から、保育施設における2歳児1年保育の実施について、口頭でご報告する。
令和6年4月入園の保育所等の一次選考の結果について、一昨日、発表をした。この中で、2歳児の保育ニーズが増加している状況を踏まえて、1人でも多くのお子さんが保育施設に通園できるように、セーフティーネットの一つとして、令和6年度に2歳児クラスの入所枠を拡大する2歳児1年保育を実施する。
2歳児1年保育は、認可保育所及び地域型保育事業の利用が保留となっている2歳児を、最長で来年3月末まで保育を行うものである。区ではこれまで、保育園の一時保育室などのスペースで1歳児1年保育を行ってきた。今回の2歳児1年保育については、これと同様の仕組みで行う予定である。
対象となる方については、一次選考の結果通知に合わせて事業の概要をご案内したが、施設の場所等については現在調整中であって、来週21日に区ホームページで公開する予定である。
ご報告は以上である。どうぞよろしくをお願いします。

教育長

では、ただいまの報告事項について、何かご質問等があったらお願いします。
よろしいだろうか。
それでは、よろしくをお願いします。
ほかに報告事項はないだろうか。

事務局

現在のところ、ほかにない。
以上である。

教育長

それでは、以上で報告事項は終了となる。
初めにお諮りしたとおり、議案第9号及び第10号については、秘密会で審議を行う。この議案第9号及び第10号についての審議については、非公開であるので、本日の定例会の傍聴はここまでとする。傍聴の皆様および議案に関係のない事務局職員は退席をお願いします。